

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 <u>令和 6 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 （略）</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について、費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。<u>政府が進める医療DXの各取組（電子処方箋の導入を含む。）に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めるこ</u></p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 （略）</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について、費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。</p>

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表 (案)

<p><u>と。</u></p> <p>第5、第6 (略)</p>	<p>第5、第6 (略)</p>
-----------------------------------	------------------